

令和2年6月22日

介護保険事業者 管理者 様

大野城市長 井本 宗司

(長寿社会部長寿支援課)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて (変更)

令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)」に基づき、大野城市でも、令和2年4月8日付2大長介第98号文書にて要介護認定の取扱いについて通知しておりましたが、このたび、その取扱いを下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。なお、本取扱いの適用を終了する際には、改めて通知します。

記

1 対象者

要介護認定の更新申請をする被保険者

2 認定の取扱い

【6月30日以前申請分】

認定調査は行わず、現在の要介護認定の有効期間を12か月延長した、新たな被保険者証を送付します。

【7月1日以降申請分】(今回変更分)

原則として、認定調査が可能な場合は調査を行います。

認定調査が可能かどうかを事前に確認のうえ申請してください。

なお、施設入所・在宅を問わず、新型コロナウイルス感染症の影響により面会が困難な場合には、認定調査等を行わず、現在の要介護認定の有効期間を12か月延長した、新たな被保険者証を送付しますので、申請時に申し出てください。

3 申請方法

次の2点を提出してください。

・「介護保険 要介護認定・要支援認定 申請書」

※認定調査ができない場合は、前回通知のとおり、一部記載を省略できます。

・介護保険被保険者証(原本)

※被保険者証(原本)を提出できない場合は、受付時に申し出てください。

【問い合わせ先】大野城市長寿支援課介護サービス担当
電話 092-580-1860 FAX 092-573-8083